

岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

第1 総括的事項について

- 1 当事業の実施にあたり、周辺環境への影響等に関して新たな事情が生じたときは、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。
- 2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 3 周辺環境への影響や環境保全対策について、適切な機会をとらえて地元自治体や地域住民に対して丁寧に説明すること。
- 4 準備書全般において、説明が不足しているもの、記載の誤りが散見されるので、評価書の作成に当たっては、正確で分かり易い図書とすること。
- 5 事業実施区域は5～6mの浸水が想定されることから、評価書の作成に当たっては、その対策について図面等を用いるなど具体的かつ分かり易く説明すること。
- 6 本意見書の各項目について検討し、その結果を評価書に記載すること。

第2 個別の環境要素に係る事項について

- 1 大気質
緑化計画において、大気浄化植樹を検討し、積極的に採用すること。
- 2 振動
当事業の実施にあたり、近隣に影響を及ぼしそうな時期については、近隣住民に丁寧な説明を行い、適切なコミュニケーションを図ること。
- 3 地盤
事業実施区域の周辺において地下水位の低下を引き起こさないよう、施工方法を十分に検討し、最適な工法を採用すること。
- 4 電波障害
電波障害の評価に用いた、予測計算式等を明確にし、評価書の作成に当たっては、正確で分かり易い図書とすること。

5 温室効果ガス

事業の実施に当たってはより高効率な発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制を積極的に検討し、地元自治体や地域住民に対して丁寧に説明すること。